

大牟田市ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱 Q&A

<Q1用語の定義>

Q1-1 補強コンクリートブロック造の塀とはどんなものですか？

A 建築用コンクリートブロックを積み上げ、空洞部に鉄筋を入れ、充填モルタルなどで補強したコンクリートブロック造の塀のこと。一般的に「ブロック塀」と言えばこの塀のことを言います。

Q1-2 組積造の塀とはどんなものですか？

A 鉄筋の入っていない、れんが・石・コンクリートブロック等を目地モルタル等を用いて積み上げ、鉄筋コンクリート造の基礎と一体化した塀のことです。ここで言うコンクリートブロックは鉄筋が無い状態で積み上げることから、一般的なブロック塀とは異なります。

Q1-3 要綱上の「道路」を具体的に教えてください。

A 通学路のほか、公道（国道・県道・市道）や里道・農道などで、一般交通の用に供しているものが該当します。

私道でも、不特定多数の人の通行が認められる場合は、「道路」に該当します。

なお、一般の交通が制限されている私道や私有地内の通路、道の形態がないものなどは該当しません。

Q1-4 一般交通の用に供する道とはどんなものですか？

A 「不特定多数の人（車両）が自由に通行できる状態の道」とお考えください。

<Q2申請者>

Q2-1 法人や事業者が申請者となっても補助対象になりますか？

A 補助対象になります。

Q2-2 ブロック塀等と建物は所有していますが、土地の名義が異なる場合、補助申請をすることは可能ですか？

A ブロック塀の所有者ですので、補助申請は可能です。

Q2-3 分譲マンションの管理組合が、補助の申請をすることはできますか？

A 管理組合は「所有者等」に該当するため、補助申請は可能です。

<Q3補助要件>

Q3-1 道路に面しないブロック塀等の撤去は補助対象になりますか？

A 隣地境界等にある道路に面しないブロック塀等の撤去は補助対象になりません。

Q3-2 全て撤去（全部撤去）、一部撤去とはどんなものですか？

A 全て撤去とは、道路面からブロック塀等の頂部までを撤去することをいいます。ただし、ブロック塀等の下部にある擁壁等は含みません。一部撤去とは、ブロック塀等の頂部を撤去して高さを1m以下に下げることがをいいます。

Q3-3 高さはどこを測るのですか？

A 道路面からブロック塀等の頂部までの高さを測ります。なお、ブロック塀等の下部に擁壁等がある場合はその高さを含むことができます。

Q3-4 ブロック塀と一体になったフェンスや門扉の撤去も補助対象になりますか？

A 要件を満たすブロック塀等と一体になっている場合は補助対象になります。ただし、フェンスや門扉のみの撤去は補助の対象にはなりません。

Q3-5 ブロック塀等の上部にフェンスがあり、フェンス部分のみが高さ1メートル以上である場合、補助対象になりますか？

A 高さ1m以上のブロック塀が要件ですので、補助の対象になりません。

Q3-6 診断カルテ（参考様式1）は誰が調査するのですか？

A 建築住宅課の職員が、診断カルテを使って現地を調査し判定を行います。

Q3-7 一部撤去の場合で、ブロック塀が建築基準法第42条に規定する道路内にあるか否かの判断は誰がしますか？

A 大牟田市（建築住宅課）が判断します。

Q3-8 他の補助と併用することはできますか？

A 補助金の重複を避けるため、老朽危険家屋除却促進事業など、除却や撤去に関する他の補助との併用はできません。

Q3-9 ブロック塀等の撤去に伴う処分費は補助対象になりますか？

A 補助対象になります。ただし、補助対象外工事に関する処分費は対象外です。

Q3-10 ブロック塀等の基礎の撤去費は補助対象になりますか？

A 補助対象になります。ただし、ブロック塀等の下部にある擁壁は補助対象になりません。

Q3-11 ブロック塀等の基礎は必ず撤去しなくてははいけませんか？

A 道路面又は敷地地盤面より上部にある基礎の撤去は必須ですが、道路面又は地盤面より下にある基礎の撤去は任意です。

Q3-12 土留めブロックの撤去費は補助対象になりますか？

A ブロック塀等と一体になっている土留めブロックは補助の対象です。ただし、ブロック塀等の下部にある擁壁は補助の対象にはなりません。

Q3-13 道路に面する全てのブロック塀等を撤去しないといけないのですか？

A 倒壊するおそれのある部分は撤去してください。補助金の交付は、同一敷地で1回限りですので、再度申請することはできません。

Q3-14 補助対象経費に消費税は含まれますか？

A 消費税は含まれません。

Q3-15 年度をまたぐ工事は、補助対象となりますか？

A 補助対象になりません。工事が完了した日から30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を提出していただきます。

Q3-16 工事を依頼する業者について、市内業者に限るなどの制限はありますか？

A 市内、市外に関わらず、補助の対象としています。

Q3-17 申請者自身が撤去する場合も補助対象になりますか？

A 自主施工は補助対象になりません。

Q3-18 ブロック塀を全て撤去した後、新設する塀などに要件はありますか？

A 補助の要件としてはありませんが、関係法令等に適合するものとするため、建築士等の専門家にご相談ください。

<Q4 その他>

Q4-1 事業実施期間はありますか？

A 2019年度(R元年度)から2020年度(R2年度)の2年間を予定しています。

Q4-2 郵送で申請することは可能ですか？

A 可能です。ただし、撤去工事の範囲や見積書の内容などを確認する必要がありますので、大牟田市内の業者などに委任されることをお勧めします。

Q4-3 工事途中や工事完了後に現地確認を行うことはありますか？

A 必要に応じて現地確認を行う場合があります。

Q4-4 申請状況（予算残額等）は確認できますか？

A 申請状況（予算残額等）は、建築住宅課空家対策担当（0944-41-2787）へお問い合わせください。なお、事業を終了した場合は、ホームページでお知らせします。